

郡山西部第一工業団地開発事業環境影響評価方法書 に対する知事意見について

1 総括的事項について

(1) 環境影響評価を行う過程において、項目、手法等の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定した項目、手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価（以下「評価」という。）を行う等適切に対応すること。

また、調査マニュアルが改訂される場合等は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

(2) 工場稼働時の評価項目の選定にあたっては、県環境影響評価技術指針の参考項目以外にも、事業及び地域特性を踏まえ、必要に応じて水の濁り、動植物、生態系、人と自然の触れ合い活動の場等の適切な項目を追加すること。

(3) 事後調査の評価項目については、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減するという環境影響評価の基本的な考え方に立脚し、次のような観点から選定すること。

ア 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

イ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

ウ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等

特に、希少種への影響、工場の設置及び稼働時の大気質、騒音、振動、悪臭、水質、温室効果ガス等の評価は、これらの項目に該当する可能性があることから、状況を的確に把握できる手法での実施を検討すること。

(4) 事業スケジュールについては、的確な評価を行うために重要であることから、可能な限り詳細に記載すること。

2 環境影響評価項目及び手法について

(1) 大気環境について

大気質等の調査地点は、卓越風向が地形改変の影響を受ける可能性があることや年により変動すること、住宅の立地状況等を勘案して広く選定すること。

また、騒音及び振動の調査地点は、工場稼働後に工業団地に入出入りする車両の影響を的確に把握できる地点を選定すること。

(2) 水環境について

ア 河川の調査は、調節池から流入する地点の上流及び下流で行うとともに、渇水期の流量はより詳細に調査すること。

イ 調節池の水質については、隣接する郡山西部第二工業団地での実績を用いる等して定量的に予測すること。また、水質悪化が懸念されるため、評価項目に富栄養化を追加するとともに、必要に応じて調節池の容量や構造を検討する等して対策を検討すること。

ウ 森林伐採、土地の改変等による周辺地下水への影響について評価を行うとともに、必要に応じて雨水の浸透施設の設置、透水性舗装の実施等の対策を検討すること。

エ 地形及び地質の評価にあたっては、適切な縮尺で作成した地形面区分図を使用する等して、自然環境の保全、災害への配慮等を検討すること。

オ 土壌中には自然由来の有害物質も存在することから、土地改変に伴う地表・地中の土壌汚染を評価すること。

(3) 動植物について

ア 調査対象にヤマネ及びコウモリ類を含めるとともに、造成工事を3期に分けて段階的に行う際に、歩行性小動物が逃避し易い工法について配慮すること。

イ 天然記念物等の対象事業実施区域近傍の樹木への影響について、評価すること。

ウ 希少種については、生息状況、生態系等の現状確認調査を実施するとともに、必要に応じて専門家の助言を受ける等して生息環境の保全に最大限配慮した環境影響の回避・低減措置を検討すること。

エ 対象事業実施区域及び近傍のため池、湿地、河川等には多様な生物が生息・生育している可能性があるため生態系も含めた調査をもれなく実施すること。

なお、生物の生息・生育環境の保全にあたっては、必要に応じて現況地形を保存するとともに、調節池を活用する等した代償措置についても検討すること。

オ 猛禽類の調査については、事業実施区域から、少なくとも500mの範囲で「猛禽類保護の進め方（平成8年8月環境庁自然保護局野生生物課編集）」に従い、年間を通じて実施すること。また、事業実施により新たに森林の辺縁部となる北西側森林の動植物の調査についても同様の範囲で実施すること。

(4) 景観について

眺望地点は、現地調査を踏まえて選定するとともに、選定過程も記載すること。

(5) 温室効果ガスについて

工場の稼働時に加えて造成工事及び工場設置時についても、温室効果ガス量を具体的に算出して評価すること。

3 その他

本意見に関する措置を講じる場合は、必要に応じて関係機関と協議すること。